

はしがき

現在、相続に関する書籍が多く出版されている中で、遺産分割についても法務、税務などに特化した専門書は多く出版されています。その中であえて、弁護士、税理士、不動産鑑定士などが共同で本書を執筆したことには理由があります。

相続が発生すると、法定相続、遺言による相続、または遺産分割協議で相続財産の分配がなされます。最近は遺言の重要性が叫ばれていますが、実際は遺言などがない中で相続が発生する場合が多くを占めています。特に、遺言もなく相続財産に不動産がある場合などは、遺産分割協議で手続きを進める必要が出てきます。その意味で、遺産分割協議は相続の中でも大切な部分を占めるのです。その遺産分割協議上大切なのは、①紛争にならないように遺産分割協議を進めること、②税務にも留意しつつ法務上問題のない遺産分割協議書を作成することに尽きると思います。

そこで、今回、相続に携わる弁護士、税理士・不動産鑑定士、NPO 法人相続アドバイザー協議会の実務家が集まり本書を執筆しました。

本書は下記の構成となっています。

第1編では、相続税申告のスケジュールに沿った遺産分割及び納税資金の確保を中心にその進め方をまとめました。申告期限が10か月と期間が限定される中で、税務上の優遇措置を考慮した遺産分割はもちろん、相続税が財産課税であることから生じる不動産等の納税資金化も並行して検討する必要があるからです。

第2編では、実務でイメージしやすいように具体例に沿って法務上問題のない遺産分割協議書条項例を税務上の留意点も指摘しつつまとめました。これは、遺産分割協議書が法務と税務で留意事項が異なる場合もあり、法務面のみならず税務面も意識しながら作成す

る必要があるためです。

また、円満に相続を進めるうえで参考となるエピソードなどを随所に記載しました。

本書が遺産分割協議に関する実務家の皆様の少しでもお役に立てれば嬉しいかぎりです。

2022年12月

著者一同

目 次

第1編 相続税申告のスケジュールに沿った 遺産分割の進め方

第1章 相続手続の流れ	8
第2章 初期（面談1・2回目の対応）	14
① 相続環境の確認による今後の方針決定	14
② 相続関係図の作成	17
③ 相続人らへの説明	19
④ 相続税の申告要否を判断するための相続人らへのヒアリング	22
⑤ 固定資産税の納税通知書の活用	23
⑥ 相続人らへのその他のヒアリング事項	27
第3章 序盤（相続開始日から2・3か月目の対応）	30
① 相続開始日から2か月程度までの対応	30
② 不動産の現地調査及び評価	33
③ 相続税の試算及び納税方法の検討	36
④ 納税資金捻出のための不動産売却活動	40
⑤ 序盤での作業	42
第4章 中盤（相続開始日から4～8か月目の対応）	50
① 相続開始日から4か月程度までの対応	50
② 税務調査を意識した財産精査	52
③ 名義資産	55
④ 遺産分割協議書作成のタイミング	61
⑤ 相続開始後の節税対策	62
第5章 終盤（申告期限直前の対応）	67
① 相続税申告のための遺産分割協議書の作成	67
② 名義変更手続のための遺産分割協議書の作成	75

③ 節税的視点からの遺産分割協議書の作成	78
④ 書面添付制度の利用	80
⑤ 不動産売却に関する調整	89
⑥ 相続人の1人が申告期限前に亡くなった場合	92
⑦ 相続人の訂正申告	94
⑧ 申告期限までに遺産分割が調わない場合の相続税申告	95
第6章 申告期限後	98
① 修正申告・更正の請求	98
② 申告期限後の相続税申告	100

第2編 ケース別 遺産分割協議書条項例

遺産分割協議書作成のメリット、作成方法	104
第1章 遺言との関係	109
第2章 人物に関する条項	115
事例1 代襲相続人がいる場合	115
事例2 養子がいる場合	121
事例3 非嫡出子がいる場合	125
事例4 未成年者がいる場合	128
事例5 相続人に行方不明者がいる場合①（失踪宣告）	134
事例6 相続人に行方不明者がいる場合②（不在者財産管理人）	141
事例7 相続人に認知症の者がいる場合（成年後見人）	147
事例8 相続人に外国に居住する者がいる場合	154
第3章 相続分に関する条項等	160
事例1 特別受益を受けている者がいる場合（相続分不存続）	160
事例2 特別受益を受けている者がいる場合（持戻免除）	169

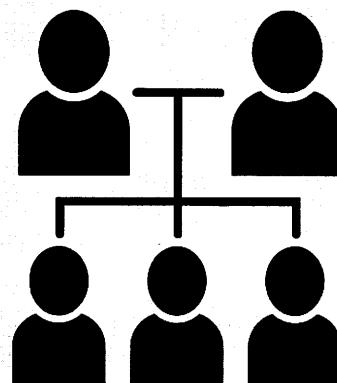
事例③	特別受益を受けている者がいる場合（夫婦間の持戻免除の推定）	173
事例④	生前に相続人の配偶者が特別の寄与をしていた場合	179
事例⑤	寄与分	184
事例⑥	相続分の譲渡	190
事例⑦	相続分の放棄	195
第4章	財産に関する条項等	202
事例①	不動産①現物分割	202
事例②	不動産②代償分割	208
事例③	不動産③換価分割	214
事例④	株式など有価証券を遺産分割する場合	218
事例⑤	動産を遺産分割する場合	224
事例⑥	預貯金を遺産分割する場合	229
事例⑦	可分債権を遺産分割する場合	238
事例⑧	不可分債権を遺産分割する場合	246
事例⑨	知的財産権を遺産分割する場合	251
事例⑩	損害賠償請求権を遺産分割する場合	257
事例⑪	生命保険金について遺産分割をする場合	262
事例⑫	農地について遺産分割協議をする場合	269
事例⑬	相続債務について遺産分割をする場合	276
第5章	その他の条項	282
事例①	遺産分割協議書（他人名義）	282
事例②	葬儀費用の採算を含めて遺産分割協議をする場合	287
事例③	祭祀承継者について遺産分割協議書に含める場合	294
事例④	配偶者居住権の設定等	299

コラム

相続で幸せになれる人	107
相続実務は鴨の水搔き	113
70年の遺恨を断ち切る	119
明るく 楽しく すがすがしく	132
平等と公平の難しさ	139
56年目の橋渡し	152
相続の胴体着陸	167
まずは理解者になる	177
相続と三尺三寸箸	188
全血兄弟・半血兄弟	200
想定外を受け入れる	206
迷ったら損を選ぶ	212
相続を成功させる秘訣	222
ちょっと待った！その賃貸併用住宅	236
銭勘定と人感情の借地問題	244
正義と腹8分目	267
節税対策に振り回されるな	274
コロナ禍と相続実務	280
遺産分割は法定相続分の時代へ！？	292
遺言必須	305
索引	308

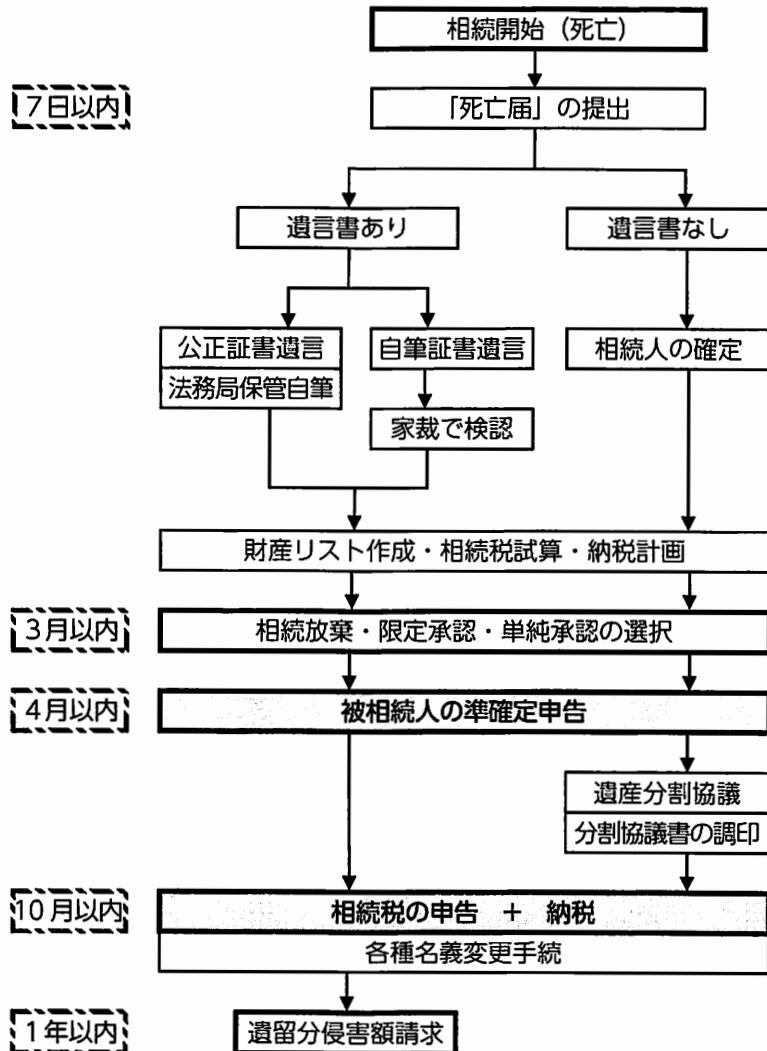
第 1 編

相続税申告のスケジュール に沿った遺産分割の進め方



相続手続の流れ

図表 1-1 相続のフロー図



1 死亡届

親族、親族以外の同居者、家主、地主、家屋もしくは土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人が、死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡があったときは、その事実を知った日から3か月以内）に、「死亡地」「死亡者の本籍地」「届出人の所在地」の区役所・市町村役場のいずれかの1か所へ死亡届を提出します（戸籍法86、87条）。

2 相続人の確定

相続とは、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したもののは、この限りでない。」（民法896条）となっています。したがって、相続手続を行ううえで相続人の確定が非常に大切になります（詳細は第3章図-2を参照）。

3 相続財産の確定

遺産分割協議や相続税の申告をするにあたり、相続財産を特定しなければなりません。できるだけ早い段階で相続財産の総額を把握することで、円滑に遺産分割や相続税申告をすることが可能になります。

図表 1-2 死亡届

別紙4 (1/2)

死 亡 届		受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長印	
		送付 令和 年 月 日 第 号		
		官署固査 戸籍記載 記載固査 固査 番 附 番 住 民 番 通 知		
(1) (よみかた)	みんじ いちろう			記入の注意
(2) 氏名	民事 一郎	男	口女	鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
(3) 生年月日	昭和 23年12月14日	(生まれてからのお年頃に おこしたとおもわれる 事例も書いてください) □午前 時 分 □午後		死亡したことを知った日 からかぞえて 7 日以内に 出してください。
(4) 死亡したとき	令和 2 年 1 月 9 日	□午前	4 時 10 分	死亡者の本籍地でない役場に出すときは、2 通出 してください(役場が相 当と認めたときは、1 通 で足りることもあります)。2 通の場合でも、 死亡診断書は、原本 1 通 と写し 1 通でさしがえ ありません。
(5) 死亡したところ	東京都港区虎ノ門一丁目1番1号			→ 「筆頭者の氏名」には、 戸籍のはじめに記載さ れている人の氏名を書 いてください。
(6) 住 所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号			→ 内様のものはふくまれ ません。
(住民登録をして いるところ)	世帯主の氏名 民事 一郎			□には、あてはまるもの に□のようにしるし をつけてください。
(7) 本籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号			→ 死亡者について書いて ください。
(8) 死亡した人の (9) 夫または妻	いる (満 70 歳)	いない (□未婚 □死別 □離別)		
(10) 死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用労働者世帯で勤め先の従業者数 が 1 人から 99 人までの世帯 (日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5) <input type="checkbox"/> 4. 3 にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5) <input type="checkbox"/> 5. 1 から 4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(11) 死亡した人の 職業・産業	(固有固査の年… 年…の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに死亡したときだけ書いてください) 職業 産業			
そ の 他				
届 出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長 <input type="checkbox"/> 9. 後見人 <input type="checkbox"/> 10. 保佐人 <input type="checkbox"/> 11. 相助人 <input type="checkbox"/> 12. 任意後見人 <input type="checkbox"/> 13. 任意後見受任者			
住 所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号			
本籍	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号			届け出られた事項は、 人口動態調査 (統計法 に基づく基幹統計調査、 厚生労働省所管) 、が ん登録等の推進に関する 法律に基づく全国が ん登録 (厚生労働省所 管) にも用いられます。
署 名 (捺押印は任意)	民事 太郎 印 昭和51年 12月 28日生			
事件簿番号				

図表 1-3 死亡診断書

別紙4 (2/2)

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検査書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。機密で、できるだけ詳しく書いてください。						
氏名	民事一郎	性別	男	生年月日	大正 平成 令和 23年 12月 14日	明記
死亡したとき	令和 2 年 1 月 9 日	午前・午後	午後	時 分	4 時 10 分	
(12) 死亡したところ及びその種別	死亡したところの概要 (1) 病院 2 敷地所 3 介護医療院・介護老人保健施設 4 助産院 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他 死亡したところ 東京都港区虎ノ門一丁目 1 号					
(13) 遺族の名前	〇〇〇病院 ()					
死亡の原因	(1) 直接死因 脳出血 免疫(免疫) 又は外傷から死亡までの原因 (2) (1)の原因 動脈硬化症 (3) (2)の原因 (4) (3)の原因 (5) (4)の原因 (6) (5)の原因 (7) (6)の原因 (8) (7)の原因 (9) (8)の原因 (10) (9)の原因 (11) (10)の原因 (12) (11)の原因 (13) (12)の原因 (14) (13)の原因 (15) (14)の原因 (16) (15)の原因 (17) (16)の原因 (18) (17)の原因 (19) (18)の原因					
(14)	◆上欄: 日常ともに親密の終身契約の状況を記入する。 ◆下欄: おもに配偶者との死因を記入する。 ◆上欄の各欄の記述は各欄一つにしてください。 ◆下欄の各欄の記述は各欄一つにしてください。 ◆上欄の各欄の記述は各欄一つにしてください。					
(15)	1 病死及び自然死 不慮の外因死 [2 交通事故 3 転倒 4 雨水 5 火災及び火炎による露害] 外因死 [6 容疑 7 中毒 8 その他] その他の死及び不詳の外因死 [9 自殺 10 暴力 11 その他及び不詳の外因] 12 不詳の死					
外因死の追加事項	傷者が発生したとき 令和 平成 昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷者が発生したところの概要 1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 () 手段及び状況					
(16)	◆左欄又は右欄に記載する場合は、その欄でも記入してください。 ◆右欄又は左欄に記載する場合は、その欄でも記入してください。					
(17)	生後1年未溝で死んだ場合の死因の追加事項 1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 ()					
(18)	その他の付記すべきことごとく					
(19)	上記のとおり診断(検査)する 診断(検査)年月日 令和 年 月 日 本診断書(検査書)交付年月日 令和 年 月 日 (住所、診療所、介護医療院若しくは 介護老人保健施設の名前及び所在 地又は医師の住所) (氏名) 医師 法務 廉					

記入の注意

一生年月日が記入の場合は、後半部分をカッコで付けてください。
 死の時は午後0時、既に12時を「午後0時」と書いてください。

【5人以上一人】は、親権者一人ホーム、特別養育ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死したところの概要に「3 介護医療院・介護老人保健施設」を選擇した場合は、該施設名を記入する。
 既に記入済みの場合は、介護医療院の別名をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
 1欄では、各種病について発症の型(例: 性別、病名(例: 肺原性心疾患)、部位(例: 胸部)、年齢(例: 60歳)、性状(例: 黄疸)等)で、できるだけ詳しく書いてください。

経年の中の死因の場合は「既往歴何年」と、分段中の死因の場合は「既往歴何年」と書いてください。
 既往歴等による既往歴についても、既往歴何年と既往歴何日と書いてください。

1欄及び2欄に記載した手筋は、必ず記入する。ただし、既往歴等による既往歴を記入して下さい。既往歴等による既往歴についてもカッコで付けて書いてください。

【2 交通事故】は、事故登録の欄にしか記入しない。
 その事はによる死因が記載します。
 【3 大気及び水質による露害】は、大気及び水質による露害等による露害等、空氣等も含めます。

【1 住居】とは、住宅、庭園をいい、老人ホーム等の居住施設も含まれません。

【傷者がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、妊娠検査薬等によるものだけではなくてください。
 既往歴等を参考に書いてください。

4 単純承認・相続放棄・限定承認の選択

「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」（民法915条）とされています。上記期間内に限定承認または相続放棄をしなかったときは、単純承認したものとみなされます（民法921条2号）。単純承認すると、無限に被相続人の権利義務を承継することになります（民法920条）。

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることをいいます（民法922条）。限定承認をしようとするときは、共同相続人全員が共同して、家庭裁判所に申述する必要があります（民法924条）。

相続放棄とは、各相続人が家庭裁判所に申述することによって初めから相続人とならなかったものとみなされる制度です（民法938、939条）。

5 準確定申告

年の中途で死亡した人の場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます（第3章図1を参照）。

6 遺言の有無

被相続人の最終意思の尊重という趣旨から、遺言がある場合、遺産分割をすることなく相続人または受遺者に財産承継することが可

能となります。

公正証書遺言であれば、公証人役場で被相続人作成の遺言があるかどうか検索ができます（平成元年以降の「公正証書遺言検索サービス」は全国のどの公証人役場でも検索できます）。公正証書遺言以外の場合であれば家庭裁判所において検認手続を行います。

なお、自筆証書遺言に関しては、民法の改正により、法務局で保管を申し出ができるようになり、保管の有無の検索が可能となります（遺言書保管法10条1項）。

また、法務局で保管された自筆証書遺言は、遺言者死亡以後の家庭裁判所における検認手続が不要となります（遺言書保管法11条）。

7 遺産分割協議

遺言で取得財産が包括的に定められている場合（例：妻に2分の1、長男に2分の1）や、遺言がない場合は、遺産に属する物または権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して財産を分ける協議をします（民法906条）。

8 相続税の申告・納税

相続税の申告が必要な人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に相続税の申告・納税が必要となります（詳細は第5章図を参照）。

9 各種財産承継名義変更等相続手続

遺言により、または遺産分割協議後、財産承継名義変更手続を行います。

1

相続環境の確認による今後の方針決定

相続人らと初めてお会いする際に留意すべき点を教えてください。

1 相続人らへのお悔やみ

葬式後に、改めて相続手続の依頼を受けたことで初めて相続人の家族にお会いすることも少なくないものと思われます。その際には、まず相続人らに故人へのお悔やみを申し上げるとともに「遅くなり恐縮ですがお線香をあげさせていただいてもよろしいでしょうか。」とお線香をあげさせていただくとよいでしょう。

2 相続環境の把握

初回の面談においては、今後各種相続手続を進めていくうえでの状況を確認することに努めています。相続手続は、被相続人名義の財産を相続人等に変更する手続きといえますが、そのためには相続人間の合意や協力が不可欠であり、また、相続税の納税義務が発生する場合もあります。多種多様な手続きを円満かつ円滑に、一定期間内に完了するための前提となる状況を確認することが必要となります。もちろん手続きをスタートするために必要な事項の事務的な確認というスタンスであり、専門家として善惡を言及する場でもありませんし、特定の相続人らを問い合わせる場でもありません。相

続に慣れている人はいないので、専門用語の扱いなど相続人らとの会話もスムーズに進めるよう心がけてください。

相続環境の確認は、概ね次のような要素から成り立っていて、これら要素の掛け算的なパターンがあると考えられます。

(1) 相続人らの属性や希望

① いわゆる争族の可能性

当然ながら「争いますか？」とは直接聞くことはできません。ただし、初回面談における次のような状況から争族となる危険度を探っていきます。

- ア. 葬式への参列の有無
- イ. 初回面談の参加者は、相続人全員か？ 一部か？
- ウ. 欠席者は今回面談があることを知っているのか？
- エ. 相続人の配偶者など相続人以外の参加者がいるか？
- オ. 相続人間で住所、電話番号等を知っているか？
- カ. 相続人間の連絡の頻度や住まいの距離感（近隣、遠方、国外）
- キ. 説明、雑談等する中で発言が多い者は誰か？
- ク. ある相続人らの他の相続人らに対する言動

② 遺言がある場合

遺言の有無は遺産の承継や手続きに直接的に影響することから、遺言の有無、遺言が遺されている場合にはその種類はもちろん、さらに次のような事項を確認していきます。

- ア. 初回面談までに関係者全員に遺言を開示しているか？
- イ. 開示していない場合は、今後の開示予定や開示のやり方に関する考え方
- ウ. 遺言の内容（相続分程度なのか？ 傾りがあるのか？ 遺留分は？）

- エ. 開示済みの場合には、相続人らの反応
- オ. 遺言執行者の記載の有無
- カ. 遺言内容の執行に関する相続人らの反応

③ 相続人らの現況・属性

相続人らへの聞き取りにより相続関係図を作成するとともに、相続人らの現況、経済状況や属性に関連することも併せて確認していきます。なお、相続人の確定は今後の戸籍調査にて行います。

④ 相続人らの希望

遺産分割に対する相続人らの希望を確認します。初期段階であり、財産リストの作成もこの後となることから、明確な希望までとはいかないまでも、法定相続分による承継、配偶者優先の承継など遺産分割の方向性として聞き、以後の参考として書き留めておきます。

また、相続に関する漠然とした不安などがないかも質問し、弁護士法や税理士法に留意しつつ答えられる範囲で答えます。内容によっては、「一般的には…」とのフレーズにて説明することも有用でしょう。

(2) 相続財産の状況

被相続人が遺した財産について、預貯金・不動産・有価証券・借金などの種類、概ねの金額などを聞きし、今後の詳細確認、評価へとつなげます。

適正な相続税申告にあたっては、名義資産の状況確認も必要となります。相続人らとの信頼関係が構築される前の初期段階で「配偶者の預金はいくらですか?」といったことを踏み込みすぎると、敬遠される場合もあります。質問内容によってタイミングを見計らうことも実務上は大切です。

(3) 必要な対策

上記のことを聞き取り確認しつつ、このご家族にとっての①争族対策、②節税対策、③納税資金捻出対策、④円滑な相続手続対策を勘案します。この段階では、各対策に関する大方針と位置付けられるものですが、今後の各種手続のスピード感やすべき手続き、紛争の危険度が高いため弁護士を紹介するか、納税のためには不動産売却が必須なため、土地家屋調査士と不動産業者を考えるかといった専門家ネットワークの組成などに大きく関わってきますので、十分な注意を払いたいものです。

2

相続関係図の作成

相続人らへの聞き取りにより相続関係図を作成する場合の注意点を教えてください。

相続人らと初めて面会する際に、闇雲に聞き取りをスタートしてしまうと唐突に複数のお名前が登場し、聞き手であるアドバイザーが混乱してしまいます。そのため、具体的な手続きの話をするに先立ち相続関係図を作成することをお勧めします。

相続人の確定は、この後の戸籍の収集を経てとなります。ほとんどの場合は相続人らから聞き取って作成した相続関係図に違いないものと思われます。この作業により法定相続人の数並びに相続税の基礎控除額も判明するため、この後の相続税の説明にも使用していきます。

この相続関係図の聞き取り作成にあたっては、次のようなことを確認していきます。また、関係図の作成にあたって婚姻関係は二重線、養子は点線などご自身でルールを決めておくとよいでしょう。作成後には関係図を相続人らに見てもらい、再確認してもらってく

ださい。

1 基本的な事項として

- ① 被相続人の生年月日、死亡年月日
- ② 相続人の生年月日及び年齢
- ③ 名前のみがな
- ④ 養子縁組の有無、養子縁組をした年月日
- ⑤ 被相続人と同居していた親族の範囲

2 追加情報として

さらに、今後の相続手続や税務申告を念頭に、相続関係図の作成に併せて意図的な質問による次のようなことを確認しておくとよいでしょう。内容によっては聞きにくいこともありますので聞き方を工夫する必要がありますが、確認漏れは相続税申告等に影響する場合がありますので、手続きを進めていく過程で確実に確認する必要があります。

- ① 三世代程度の血族・配偶者の氏名、生年月日など
→相次相続控除、障害者控除、生前贈与の可能性
- ② 各親族の住所
→遠方の場合は署名押印に時間がかかるため、余裕のあるスケジュール立てが必要
- ③ 普段親族が集まるタイミング
→遠方、多忙などの場合は、正月やお盆にあわせて情報提供、手続きを進行できるように自身の事務手続を調整
- ④ 希望する連絡方法など
→希望する連絡方法、連絡のとりやすい日時・曜日、メールでの連絡は可能かなど



著 者 略 歴

【編著者・執筆者】

●奈良 恒則 (なら つねのり)

KAI 法律事務所代表・弁護士（第一東京弁護士会）、NPO 法人相続アドバイザー協議会専務理事。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://www.kailaw.com/>

●佐藤 健一 (さとう けんいち)

税理士法人 JP コンサルタンツ副代表、(株)JP 不動産鑑定代表・税理士、不動産鑑定士、NPO 法人相続アドバイザー協議会副理事長。土地評価を中心に、多くの相続案件をサポートしている。

URL : <http://jpcg.co.jp/>

●野口賢次 (のぐち けんじ) ……コラム担当

有限会社アルファ野口・代表取締役、NPO 法人相続アドバイザー協議会評議員。常に相続を心の視点からとらえ、多くの相続問題の処理にあたっている。

URL : <http://alfa-n.co.jp/>

●佐藤量大 (さとう ともひろ)

KAI 法律事務所パートナー・弁護士（東京弁護士会）、NPO 法人相続アドバイザー協議会会員。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://www.kailaw.com/>

[執筆者]

●端山 智 (はやま さとし)

KAI 法律事務所パートナー・弁護士（東京弁護士会）、社会保険労務士。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://www.kailaw.com/>

●稻田 拓真 (いなだ たくま)

KAI 法律事務所・弁護士（第一東京弁護士会）。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://www.kailaw.com/>

●桑原 佳秀 (くわはら よしひで)

KAI 法律事務所・弁護士（第一東京弁護士会）。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://www.kailaw.com/>

●木谷 京子 (きたに きょうこ)

KAI 法律事務所・弁護士（第二東京弁護士会）。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://www.kailaw.com/>